

函南町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

第1 目的

函南町では、町にふるさと納税をしていただいた寄附者に対し、ふるさと納税制度の促進及び町内の産業振興や観光振興を目的として、寄附者に返礼品として物品やサービス等（以下「地場産品等」という。）を贈呈するため、地場産品等を提供する事業者等（以下「協力事業者」という。）を募集します。

第2 取りまとめ委託業者

返礼品の取扱業務全般については、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等について、効率的な運営に万全を期するため、返礼品の取扱い業務全般を代行する取りまとめ業者（以下「委託業者」という。）へ業務を委託します。

第3 募集する協力事業者の要件

協力事業者は、以下の要件に適合していることを条件とします。

ただし、要件に適合していても、町が協力事業者として適当でないと判断した場合や返礼品として適当でない地場産品等と判断した場合は、協力事業者としないものとします。

- (1) 各種法令、条例、規則に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかが町内にある企業・団体、個人事業者（以下「町内事業者等」という。）であること又は要件を満たす者が連携した組織等であること。ただし、町内事業者等でない場合は、町内事業者等と連携した事業者又は2年以内に町内事業者等となることが決定している事業者等であること。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 町税に滞納がないこと。
- (5) Eメール及びインターネットが使用できる設備環境を備えていること。

第4 募集する返礼品

- (1) 次の要件を満たしている地場産品等を募集します。
 - ア 町の魅力をPRし、町の産業振興や観光振興に寄与するものであること。
 - イ 町内の地域資源、技術を活用したものであること。
 - ウ 協力事業者が自己または自己の名をもって生産又は販売しているものであること。
 - エ 品質及び数量について、安定供給ができるものであること。ただし、季節限定及び期間限定品などの場合は、提供期間内に安定供給ができるものであること。
 - オ 常時、一定以上の品質を維持できるものであること。
 - カ 物品の場合、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
 - (ア) 町内で生産、製造、加工又は販売されているもの
 - (イ) 2年以内に町内で生産、製造、加工又は販売が予定されているもの
 - (ウ) 町内の原材料を使用している農林水産物等

- キ サービスの場合、町内で提供できるものであること。
- ク 飲食物については、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。
- ケ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのないものであること。
- コ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- サ 業界での製造基準、表示基準等を満たしているものであること。
- シ 販売上の各種保険に加入しているものであること。
- セ 説明文等に誇大又は虚偽の記載がないものであること。
- ソ 公序良俗に反しないものであること。

(2) 返礼品の応募については、次のとおりとします。

区分	返礼品の価格（税・梱包代込み）	町の負担上限額
①	1, 500円相当	1, 500円
②	3, 000円相当	3, 000円
③	4, 500円相当	4, 500円
④	6, 000円相当	6, 000円
⑤	9, 000円相当	9, 000円
⑥	12, 000円相当	12, 000円
⑦	15, 000円相当	15, 000円
⑧	18, 000円相当	18, 000円
⑨	21, 000円相当	21, 000円
⑩	24, 000円相当	24, 000円
⑪	27, 000円相当	27, 000円
⑫	30, 000円相当	30, 000円
⑬	45, 000円相当	45, 000円
⑭	60, 000円相当	60, 000円

ア 返礼品の価格区分は次のとおりとします。ただし、返礼品の価格等については、地場産品等の内容により調整する場合があります。

イ 1事業者あたりの応募数は5品程度を上限とし、調整する場合があります。

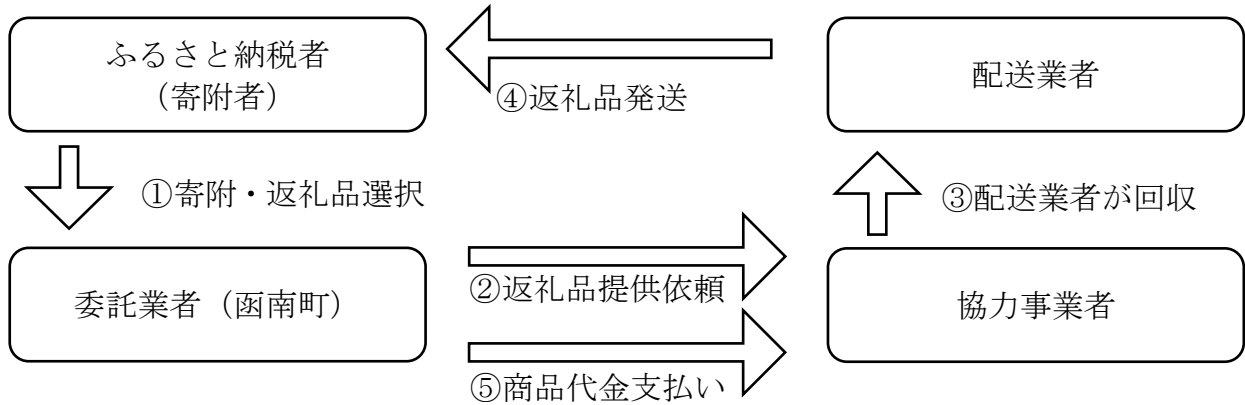
ウ 事業者等で連携して応募する場合、個々の事業者等で応募した返礼品は除くものとします。

(3) 返礼品の区分は、寄附金額に応じて6つの価格区分の地場産品等を募集します。（送料は、町が負担します。）

(4) 返礼品贈呈の仕組みについて

寄附をいただいた個人のうち希望者に対して、寄附金額に応じて返礼品を贈呈します。なお、寄附金額により、返礼品を組み合わせることも可能とします。

【協力事業者の事業イメージ】



第5 協力事業者のメリット

- (1) 委託業者のふるさと納税専門インターネットサイト及び町が作成するふるさと納税パンフレット等に返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載します。
- (2) 町のホームページから委託業者インターネットサイトのリンクを貼ります。
- (3) 返礼品梱包時に、自社製品等のパンフレットを同封することができます。

第6 募集期間

随時募集し、必要により地場産品等の入れ替え等を実施する場合があります。

第7 応募方法

委託業者が提示する必要書類（「ふるさと納税お礼品」および「一般商品」の売買に係る申込書、事業者様情報登録シート、エントリーシート（事業者様情報・お礼品情報）等）に必要事項を記入し、電子メールにて委託業者を通じて町へ提出します。

その後は、委託業者が業務を一括代行し連絡調整を行い、委託業者と契約を締結します。

第8 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容については、適正な管理等に万全を期するため、慎重に審査し総合的に判断して決定します。
- (2) 委託業者の提示する、ふるさと納税のお礼品にかかる売買基本契約約款等に同意し、「ふるさと納税お礼品」および「一般商品」の売買に係る申込書を委託業者に提出・受理されたことにより協力事業者の登録とします。
- (3) 協力事業者、エントリーした返礼品を変更・辞退する場合は、事前に委託業者を通じてふるさと納税担当課まで連絡ください。

第9 協力事業者募集内容説明

委託業者又は函南町役場ふるさと納税担当課が随時説明します。

ただし、協力事業者及び返礼品の事務手続等についての問い合わせの対応は、委託業者が行います。

第10 問合せ先

【委託業者】

- ・会社名 株式会社さとふる

- ・住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
- ・TEL (事業者様向け窓口) 03-6895-1883
※受付時間 平日 10:00~17:00
- ・Eメール entry@satofull.co.jp

【函南町ふるさと納税担当課】

- ・課 名 函南町役場 産業振興課
- ・住 所 〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井717番地の13
- ・TEL 055-979-8114
- ・FAX 055-978-3027
- ・Eメール sangyo@town.kannami.shizuoka.jp